

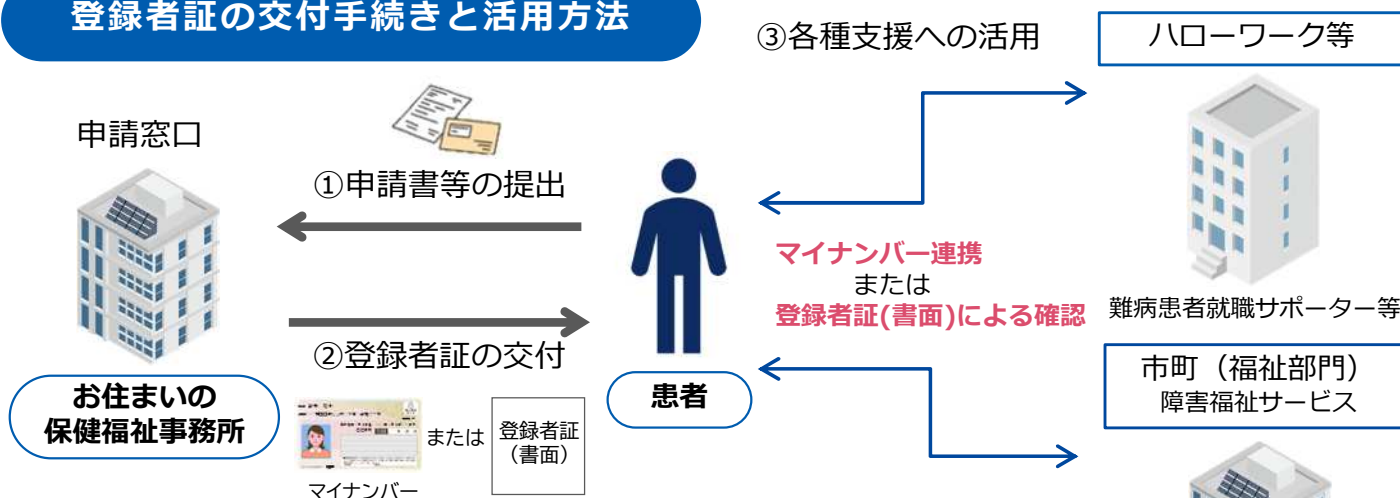
指定難病の方の 「登録者証」の発行が始まります

難病法の改正により、指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の発行が始まります。登録者証を希望される方は、裏面の申請方法により申請してください。

○登録者証とは

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。障害福祉サービスの利用申請時やハローワークの利用時等において、指定難病患者であることを登録者証で確認できる場合があります。

登録者証の交付手続きと活用方法



交付の方法は、原則として、マイナンバーによる情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証となります。ただし、マイナンバーによる情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者の求めに応じて登録者証(書面)を発行することも可能です。

※現在、マイナンバーによる情報連携に向けて準備中ですので、当面は登録者証(書面)による発行となります。

○対象者

佐賀県に住民票のある方で、**指定難病の診断基準を満たす方**

- * 特定医療費(指定難病)医療費助成の受給者
- * 特定医療費(指定難病)医療費助成を申請し、診断基準を満たすが重症度を満たさず不認定となった方
- * 特定医療費(指定難病)医療費助成の申請に至らない軽症の指定難病患者

○申請方法

申請については、以下の必要書類を申請窓口（お住まいの地域の保健福祉事務所）までご提出ください。

【申請に必要な書類】

1. 登録者証(指定難病)申請書
2. 指定難病にかかっていることを証明する書類（いずれか1つ）
 - ・ 臨床調査個人票
 - ・ 特定医療費(指定難病)支給認定申請の不認定通知（診断基準を満たすもの）
 - ・ 特定医療費(指定難病)受給者証（有効期間内かどうかは問わない）
3. マイナンバーを確認できる資料
 - ・ マイナンバーカード
 - ・ 通知カード及び本人確認できる書類 等

* 登録者証の対象者は、指定難病の診断基準を満たしていることが原則となります。そのため、審査会にて審査する必要がありますので、申請から認定までに1～2か月かかります。（特定医療費(指定難病)受給者証、または不認定通知で申請する方を除く。）

* 登録者証の情報連携または記載事項は、「氏名」「生年月日」「有効期間開始日」「交付自治体名」のみとなります。病名は連携・記載されません。

* 登録者証には有効期限がありません。

○各種支援における活用場面

- ・ 障害福祉サービスの利用申請時やハローワークの利用時等において指定難病患者であることの証明に活用できる場合があります。
- ・ **ただし、各サービスの利用要件はそれぞれ異なり、サービスによって、追加で診断書などの提出が必要となる場合がありますので、各サービスの申請先にあらかじめご確認ください。**

申請窓口・お問い合わせ先

- ・ 佐賀中部保健福祉事務所 TEL：0952-30-1673
- ・ 鳥栖保健福祉事務所 TEL：0942-83-3579
- ・ 唐津保健福祉事務所 TEL：0955-73-4187
- ・ 伊万里保健福祉事務所 TEL：0955-23-5186
- ・ 杵藤保健福祉事務所 TEL：0954-22-2105

【お問い合わせ先】
佐賀県 健康福祉政策課
TEL：0952-25-7074